

住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準の改正案に関する意見の募集について

平成 20 年 5 月 15 日

＜問い合わせ先＞

国土交通省住宅局住宅生産課

住宅瑕疵担保対策室

(内線 39444)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

○趣旨

国土交通省では、別紙のとおり、「住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準（平成 20 年 3 月 28 日国住生第 378 号。以下「認可基準」という。）の一部改正を予定しております。このため、下記要領により、広く国民の皆様から意見を募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、本認可基準改正の参考とさせていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準の改正案（別添参照）

【PDF 形式】

2. 意見募集期間

平成 20 年 5 月 15 日（木）から平成 20 年 6 月 4 日（水）まで（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：seisan@mlit.go.jp

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室パブリックコメント担当 宛
（電子メールの題名を「住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準の改正案パブリックコメント」として下さい。）

(2) FAX の場合

FAX 番号：03-5253-1629

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室パブリックコメント担当 宛
（「住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準の改正案パブリックコメント」
と明記して下さい。）

- ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。（匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

<意見提出様式>

住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準の改正案に関する意見	
(フリガナ) 氏名	
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見の内容	(ご意見)
	(理由)